

## 国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (対応欄 A: 概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B: 現行制度で対応可能、C: 対応しない、Z: 指定自治体が検討)				国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理 【一対一】 協議が可能なものは、実現に向けた条件、代替案等の検討を継続して行う。実現不可能なものは、各事に対して原因の検討を依頼する。指定自治体で代替案を、他の提案内容の再検討を行うもの。	
					担当省庁 担当課	関係法令	対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
8	栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区	民間事業実施主体にも拡充し、小水力発電事業に民間企業が参加しやすい環境とする。	小水力発電導入に向けた調査・設計	民間事業実施主体にも拡充し、小水力発電事業に民間企業が参加しやすい環境とする。	農林水産省 農村整備官	小水力等農村地域資源活用促進事業実施要領 農山漁村6次産業化対策事業実施要綱	A	小水力等農村地域資源活用促進事業の事業実施主体は、現行制度では地方公共団体となっており、御提案の民間企業の事業実施主体への参加については、関係省庁と調整していく予定。	C	本総合特区では複数の事業会社が共同出資し設立する新会社が事業主体となり、農業用水を活用した小水力発電事業を行うこととなる。新会社設立までは、出資予定の事業会社が発電事業に向けた調査検討を進めることとしており、「小水力等農村地域資源活用促進事業」による案件形成、招商設計の成果が全ての基礎となる。このことから、平成24年度の早い段階で事業会社が「小水力等農村地域資源活用促進事業」を実施する必要があるため、関係省庁との調整を速やかに進めていただきたい。また、本県及び事業会社と農林水産省との実務者レベル打合せを併せて希望する。	本提案が、本総合特区にとっての重要事項であることに加え、今後の関係省庁との調整方針、スケジュール等について、また、平成24年度における事業実施の可能性等について引き続き協議を行う。	Ⅲ
12	栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区	エネルギー(小水力発電)の地産地消モデルの実証事業	エネルギー(小水力発電)の地産地消モデルの実証事業		総務省 地域政策課		B	「緑の分権改革」の取組に係る経費に対する特別交付税措置(平成23年度から25年度までの3か年間)により対応可能。 [24年度の「緑の分権改革」調査事業は、難島や辺地等の条件不利地域の集落において、住民参加の下、事業ぐるみで、他の地域と異なる多くの深刻な課題の解決に向けた実証調査を行うものであり、前水費が取り組まれようとしている。広域での小水力発電施設の整備によるビジネスモデルの構築に向けた調査とは趣旨が異なるものである。]	a	「緑の分権改革」の取組に係る経費を本県の平成24年度の当初予算に組み込んでいないため、平成24年度の特別交付税措置は困難である。また、本総合特区で予定している特定地域活性化事業と「緑の分権改革」調査事業は趣旨が異なるため、「エネルギー(小水力発電)の地産地消モデルの実証事業」は他の事業に振り替えて実施することを検討する。	特別交付税措置の紹介をいただいたところであるが、事業の実施スケジュールとの関係から、対応は困難とのことであり、指定自治体において他の措置の検討を行う。	Ⅳ

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【再書面協議】 (7/31時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開・特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)		国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(7/31時点) (対応 a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他)		内閣府再整理 I~V I:実現が可能となったもの II:平成25年度概算要求等の検討がなされるもの IV:見解の相違から協議を一旦終了するもの V:自治体の再検討又は取り下げのもの等	
					対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
8	栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区	民間事業実施主体にも拡充し、小水力発電事業に民間企業が参加しやすい環境とする。	小水力発電導入に向けた調査・設計	民間事業実施主体にも拡充し、小水力発電事業に民間企業が参加しやすい環境とする。	Z	平成24年4月17日実施した実務担当レベル打ち合わせ時において説明したとおり、地方公共団体等からの公募等により民間企業の参加は可能であるが、栃木県が要望している特定の者を事業実施主体として指定することは出来ないと説明したところ。 なお、栃木県からは、再検討した結果、県が事業実施主体となり事業を実施していく方針と回答を得ている。	b	本総合特区では複数の事業会社が共同出資し設立する新会社が事業主体となり、農業用水を活用した小水力発電事業を行うこととなることから、新会社設立までは、出資予定の事業会社が発電事業に向けた調査検討を進めることが望ましいと考えている。 しかしながら、本年度は農水省補助事業の実施主体の拡充ができないのであれば、発電事業に向けたスケジュールを遅らせないため、栃木県が事業実施主体として調査検討を進めていく。 なお、発電事業を実施する民間事業会社が実施主体となることを望ましいとの考えから、平成25年度には、民間事業会社が「小水力等農村地域資源利活用促進事業」を実施できるよう、関係省庁との調整を速やかに進めていきたい。	24年度は事業スケジュールの関係から指定自治体による事業としたが、25年度以降に向けては、関係省庁と調整していくとの担当省庁の見解が示されていることから、一旦協議終了。 なお、本件については、24年4月17日に行われた実務者レベル打ち合わせの中でも確認している。 農林水産省は、指定自治体の要望を踏まえ、引き続き、指定自治体と適宜情報交換等を行い対応すること。	II
12	栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区	エネルギー(小水力発電)の地産地消モデルの実証事業	エネルギー(小水力発電)の地産地消モデルの実証事業	-	-	-	-	-	特別交付税措置のご紹介をいただいたが、本要望については、指定自治体が農林水産省の小水力等農業水利施設利活用支援事業を活用することを念頭に事業の再検討をしていくこととしたため協議終了。	V